



軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)の納期限は5月31日まで

軽自動車税(種別割)と自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在(※)で登録されている車両の所有者に課税されます。5月中旬に送付される納税通知書により、納期限内に納めてください。

※4月1日現在とは、軽自動車税(種別割)は1日午後5時15分、自動車税(種別割)は1日午前0時をさします

納期限 5月31日(金)

納税場所 軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)納税通知書の裏面を確認してください。

他口座振替納税をご利用の場合、5月31日が振替日です。預金残高を必ず確認してください。これから申込む場合、令和7年度納税からの利用となります。

軽自動車税(種別割)を口座振替で納める場合

口座振替で納税した人には、6月中に納税証明書(車検用)を郵送します。6月上旬に納税証明書(車検用)を申請する人は、納税の確認が必要なため、

申請時に軽自動車税(種別割)の引き落とし額を記帳した「通帳」を持参してください。確認が取れない場合、金融機関に照会後の発行になり、発行まで時間がかかります。

軽自動車税(種別割)をスマートフォンアプリで納める場合

スマートフォンアプリで納税した人には、納期内納付した場合のみ6月中に納税証明書(車検用)を郵送します(5月31日(金)納期限分に限る)。6月中に納税証明書(車検用)が必要な場合、5月に送付される納税証明書(車検用)付き納税通知書で現金納付してください。

※6月中に発送の納税証明書(車検用)は、車検の必要のない車両には郵送しません

※初度検査年月が平成23年3月以前の車両は重課となり、税額が上がっています。税額が上がっている人は車検証の「初度検査年月」欄を確認してください

問 軽自動車税(種別割)	➡ 困税務課諸税証明係(☎内線1063) 困住民福祉課税務保険係(☎内線2122)
自動車税(種別割)	➡ 群馬県自動車税事務所(☎027-263-4343) 高崎行政県税事務所(☎027-322-6297)

日 日程
 時 時間
 期 期間
 申 申込み
 場 会場
 問 問合先
 対 対象
 電 電話
 FAX FAX
 内 内容
 定 定員
 料 料金
 費 費用
 持 持参物
 他 その他



身体障害者などに対する軽自動車税(種別割)の減免について

身体障害者手帳など(※)を4月1日時点で持ち、障害の程度、自動車の所有者・運転者などが一定の条件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)が減免になる場合があります。詳しくは市HP、または下記に問い合わせてください。

※身体障害者手帳などとは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳(「A」判定)または精神障害者保健福祉手帳(「1級」判定かつ「自立支援医療受給者証」)をいいます

申請期限 5月31日(金)

手続時に必要なもの

減免申請書(お持ちの人)、身体障害者手帳など(精神障害の人は自立支援医療受給者証も必要です)、

運転する人の運転免許証、対象車両の車検証、納税通知書、申請者のマイナンバーカード(もしくはマイナンバー通知カードと本人確認書類)

※減免を受けられる車両は1人の障害者につき1台限りです。自動車税(種別割)(普通自動車)の減免を受けている人は軽自動車税(種別割)の減免は受けられません。自動車税(種別割)(普通自動車)については群馬県自動車税事務所(☎027-263-4343)に問い合わせてください

申請場所・問

困税務課諸税証明係(☎内線1063)
 困住民福祉課税務保険係(☎内線2122)